

グアテマラ共和国におけるマヤ系先住民のスポーツ意識形成とスポーツ教育制度

○山田力也（福岡大学大学院）

大谷善博（福岡大学） 松尾哲矢（福岡大学） 立木宏樹（福岡大学）

1. 目的

スポーツは全ての国民において開かれていなければならないということは、民主国家の基本的な命題であるといえよう。しかし、発展途上国など国家構成によっては人種・民族のちがいなどによって、スポーツが必ずしも全ての人に開かれていない国が存在することも事実であろう。また、階層社会を有する国家のスポーツ政策において、それが全ての国民に開かれたものになっていたとしても、結果としてスポーツが各階層間での階層意識の強化に機能する場合があります。これも指摘されるところである。これらの問題はスポーツによる民族阻害、あるいはスポーツによる社会階層化の強化の可能性を示唆するものとして看過できない問題である。

そこで本研究では、発展途上国であり先住民と白人の間で明確な社会階層を有する国家であるグアテマラ共和国の先住民を対象として、スポーツ政策とスポーツ活動のズレに着目しつつ、先住民のスポーツ阻害状況及びスポーツ意識形成について検討してみたい。

2. グアテマラ共和国とマヤ系先住民インディヘナ

1821年スペイン国から独立したこのグアテマラ共和国は中米の北西部に位置し、面積が108,889km²（九州の約2.7倍）、人口1,032万人（1996年）、国民一人当たりのGNPは1,190ドル（1996年）、主要言語はスペイン語、政体は大統領を元首とする共和制である。グアテマラ共和国はラテン・アメリカ諸國中、先住民の比率が最も高い国の1つであり、人種構成は白人8%、ラディーノと呼ばれる白人と先住民との混血が50%、先住民（マヤ、ガリフナ、シンカ）42%となっており、この3階層で大別される階層社会の機相を色濃く残している国である。

インディヘナは20以上に及ぶ言語グループによって構成され、彼らの多くは、都市から離れた山岳地域などで農業を中心とした伝統的生活形態を維持し生活しているが、これら農村地域に住むインディヘナと都市住民（白人やラディーノ）との間の総合的な格差是正を促進することがこの国の発展にとって最も重要な政策課題の1つとなっている。

1996年12月29日に反政府ゲリラと政府の間において36年間にも及ぶ内戦を事実上終えるべく、和平協定が結ばれ、まさにこれからの動向が注目されている国の1つである。

3. 方法

調査1：文献研究

- 1) グアテマラ共和国行政マニュアル書

調査2：アンケート調査

- 1) 調査時期：1997年11月10日
- 2) 調査方法：集合法によるアンケート調査
- 3) 調査対象者：グアテマラ共和国、国立西部地域教員養成学校（インディヘナ、出身県：全国各県）の生徒283名（年齢：13～21歳）
- 4) 回収率：100%（回収数283名）

調査3：アンケート調査

- 1) 調査時期：1998年9月中旬
- 2) 調査方法：集合法によるアンケート調査
- 3) 調査対象者：グアテマラ共和国において、調査2の調査対象者と同年齢である白人が学ぶ学校、ラディーノが学ぶ学校それぞれ1校、計2校。

4. グアテマラ共和国のスポーツ教育政策

グアテマラ共和国におけるスポーツ教育政策の重点課題は以下の通りである。

- 1) スポーツによって全ての国民の社会参加を促進する。
- 2) グアテマラ国民にスポーツを含め、全ての身体活動を保障する。
- 3) 体育は、人間形成過程にとって非常に重要なものであり、全ての学生はそれを受ける権利を持ち、その活動はなんの制限も差別も受けることがあってはならない。

5. インディヘナの体育・スポーツ状況とスポーツ教育政策

1) 「するスポーツ」及び「みるスポーツ」

インディヘナの子どもたちの、「するスポーツ」及び「みるスポーツ」からみたスポーツ選好種目(図1)は、双方ともに種目数において少ないばかりか、それは体育授業を通して経験するスポーツに大きく影響されていた。

この結果は、スポーツ実施度及び好嫌度が体育の実技種目に入っているかどうかに関係なく規定されていることを示すと同時に、体育以外の生活場面でスポーツにふれる機会がほとんどないことを示すものともいえよう。

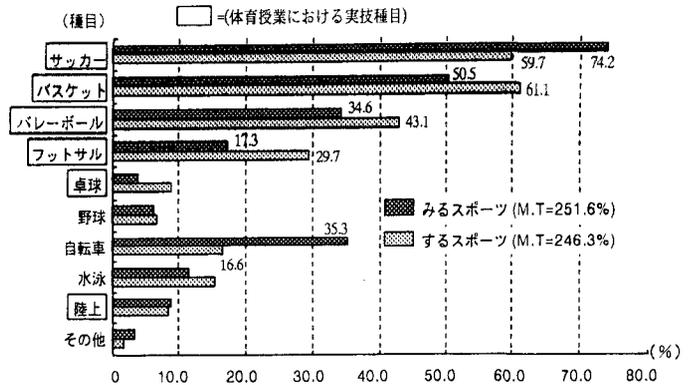


図1. スポーツ選好度

2) 初等教育における体育授業の有無、回数及び施設

グアテマラ共和国において義務教育とされている初等教育課程(7~14歳、6年間)では、グアテマラ人の子ども全てに体育の授業を通してスポーツにふれる権利が保障されているが、インディヘナの子どもの約3割が、体育の授業を経験しておらず(図2)、仮に授業を経験していたとしてもその実施状況は全体的に少なく、施設も整っていないという状況であることが確認された。

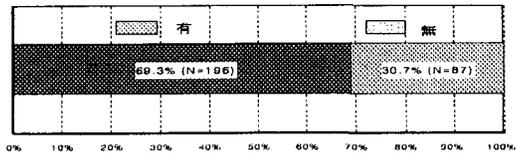


図2. 初等教育における体育授業の有無 (N=283)

以上、1)、2)より、インディヘナの子ども達のスポーツ阻害状況と「体育は、人間形成過程にとって非常に重要なものであり、全ての学生はそれを受ける権利を持ち、その活動はなんの制限も差別も受けることがあってはならない」というグアテマラ共和国のスポーツ政策が義務教育課程において上手く機能していないことが示唆された。

6. 結果の要約

ここでは、インディヘナの子ども達だけを対象としてスポーツ政策とのズレを検討した。その結果、インディヘナにおけるスポーツ阻害状況及びスポーツ意識形成過程において学校体育にのみ依存する傾向が示唆された(調査2)。そこで、調査3より得たデータに基づき、グアテマラ共和国のスポーツ政策が国民全体にどのように機能しているのかを検討するため、異階層である白人層と混血層におけるスポーツ意識についても検討する。また、その結果をもとに、今後のスポーツ政策のあり方やそのズレを生じさせる社会状況を検討し、併せて発展途上国におけるスポーツの社会的機能の検討を試みる。